

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 (一四)
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 (一四)
- 県営土地改良事業計画を変更した件 (一四)
- 道路の区域を変更する件二件 (一四)
- 道路の供用を開始する件 (一四)
- 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 (一四)
- 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 (一四)
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 (一四)
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 (一四)
- 公 告 (一四)
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件二件 (一四)
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 (一四)
- 福島県病院局 (一五)
- 公金の収納の事務を委託した件 (一五)
- 福島県教育委員会 (一五)
- 課長相当職、副課長相当職等の職の職務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (一五)

告 示

福島県告示第三百七十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十五年五月二十一日救急病院として認定した。

平成二十五年五月二十八日

名称
ひらた中央病院

所在地
石川郡平田村大字上蓬田
字清水内四番地
平成二八年五月二〇日
(地域医療課)

福島県知事 佐藤雄平
認定有効期限

福島県告示第三百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年五月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品湯本店 福島県いわき市常磐西郷町字金山四十一番地ほか
- 二 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の位置
(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
平成二十五年六月一日
- 四 届出年月日
平成二十五年五月十七日
- 五 届出をした者
株式会社カワチ薬品
(「別紙図面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、明神池地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年五月二十九日から

三 縦覧の場所
同 年六月十七日まで
国見町役場 (二十日間)

(農村計画課)

福島県告示第三百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十五年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道庭坂 福島線	福島市笹木野字町尻一 五番一三地先から 同 市八島田字上台畑 一番七地先まで	変更前	変更後	九・〇〇 三四・〇〇	六三・〇〇
		変更前	変更後	九・〇〇 二八・〇〇	六三・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第三百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道	会津若松市門田町大字	変更前	変更後	二五・〇〇	四、六〇〇・〇〇

一一八号	一ノ堰字西三二〇番六 地先から 同 市神指町大字 南四合字才ノ神七五番 地先まで	変更後	二五・〇〇 二四八・三	六五・〇〇	六、七七二・〇
	会津若松市門田町大字 一ノ堰字西三二〇番六 地先から 同 市町北町中沢 西四番地先まで	変更後	二五・〇〇 二四八・三	六五・〇〇	六、七七二・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十五年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道庭坂福島線	福島市笹木野字町尻一五番一三地 先から 同 市八島田字上台畑一番七地先 まで	平成二十五年五月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第三百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十五年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

区 域 名	区 域	原因となる自然	区域の範囲
		土砂災害の発生	

林崎2号	現象の種類
いわき市山田町林崎	急傾斜地の崩壊
	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。(砂防課)

福島県告示第百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十五年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
林崎2号	いわき市山田町林崎	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。(砂防課)

(砂防課)

福島県告示第百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十五年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
-----	----	---------------------	-------

林崎2号	同	市山田町林崎	急傾斜地の崩壊
研町裏	同	市平字研町	急傾斜地の崩壊
揚土	同	市平字揚土	急傾斜地の崩壊
七軒町2号	同	市平字七軒町	急傾斜地の崩壊
七軒町1号	同	市平字七軒町	急傾斜地の崩壊
杉平	同	いわき市平字杉平	急傾斜地の崩壊
一ノ沢川	同	郡同 村大字関谷字蟹沢	土石流
三ノ森川	前	耶麻郡北塩原村大字北山字寺ノ	土石流
本村・高呉	同	喜多方市山都町一ノ木字高呉	急傾斜地の崩壊
赤坂沢	同	郡同 町大字泉田字赤坂	土石流
滝川	同	郡同 町大字泉田字新田	土石流
寺家沢	同	郡同 町大字小坂字寺家	土石流
西町裏沢	同	郡同 町大字小坂字西町裏	土石流
上泉川	同	郡同 町大字小坂字上泉水	土石流
堰下沢	同	郡同 町大字鳥取字堰下	土石流
鳥取沢	同	郡同 町大字鳥取字山田	土石流
矢木沢	二	郡同 町大字内谷字矢木沢	土石流
金有沢	同	郡同 町大字内谷字六郎内	土石流
清上沢	同	伊達郡国見町大字内谷字清上	土石流

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
清上沢	伊達郡国見町大字内谷字清上	土石流	次の図のとおり
矢木沢	同 郡同 町大字内谷字矢木沢	土石流	
堰下沢	同 郡同 町大字鳥取字堰下	土石流	
西町裏沢	同 郡同 町大字小坂字西町裏	土石流	
寺家沢	同 郡同 町大字小坂字寺家	土石流	
赤坂沢	同 郡同 町大字泉田字赤坂	土石流	
本村・高呉	喜多方市山都町一ノ木字高呉	急傾斜地の崩壊	
杉平	いわき市平字杉平	急傾斜地の崩壊	
七軒町1号	同 市平字七軒町	急傾斜地の崩壊	
七軒町2号	同 市平字七軒町	急傾斜地の崩壊	
揚土	同 市平字揚土	急傾斜地の崩壊	
研町裏	同 市平字研町	急傾斜地の崩壊	
林崎2号	同 市山田町林崎	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第百八十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年五月十六日次のとおり指定した。
平成二十五年五月二十八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平
有限会社いわき いわき市中央台飯 平成二十五年五月一六日から平 いわき市中央台飯野
き経営企画サー 野四丁目一八番地 成三〇年三月三二日まで 四丁目二番地の四
ビス の一
（出納総務課）

公 告

公告第百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年五月二十八日

- 一 申請のあった年月日 福島県知事 佐藤 雄 平
平成二十五年五月十五日
 - 二 名称
 - 三 特定非営利活動法人そらまめ 代表者の氏名 野崎 美紀子
 - 四 主たる事務所の所在地 福島県福島市荒井字北原西一八「こどものいえそらまめ」
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、若い父親・母親・保育士等、子育てにかかわる個人及び団体に対して、教育活動、芸術活動、医療支援に関する事業を行い、子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。
- （文化振興課）

公告第百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年五月二十八日

（砂防課）

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月二十日
- 二 名称
NPO法人アトレチコ郡山
- 三 代表者の氏名
川前 光徳
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市堂前町十二番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、郡山市民に対して、「フットサル」を中心としたスポーツに関する事業を行い、地域スポーツ環境の提供、子どもの育成、生涯スポーツのサポートに貢献、寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月十六日
- 二 名称
NPO法人地域生活サポートセンター鏡石
- 三 代表者の氏名
深谷 知生
- 四 主たる事務所の所在地
福島県岩瀬郡鏡石町本町百六十三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、自閉症を主とする発達障がい児者に対して視覚的支援と物理的構造化を用いた療育的支援に関する事業を行い、能力に応じて自立と就労に向けた技能を獲得し、障がい特性を活かした社会参加を目指すことを目的とする。

(文化振興課)

福島県病院局

福島県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年5月28日

福島県病院事業管理者 丹羽 真 一

- 1 委託した事務の範囲及び内容
福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院における診療費等の収納の事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 福島県立矢吹病院及び福島県立宮下病院の受託者
株式会社ソラスト
東京都千代田区神田佐久間町三丁目2番地
 - (2) 福島県立南会津病院の受託者
株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 収納の事務を委託する期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(病院経営改革課)

福島県教育委員会

課長相当職、副課長相当職等の職の職務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則
をここに公布する。

平成二十五年五月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十一号

課長相当職、副課長相当職等の職の職務の見直しに伴う関係規則の整理に
関する規則

(福島県立図書館組織規則の一部改正)

第一条 福島県立図書館組織規則(昭和三十四年福島県教育委員会規則第五号)の一部
を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、部長は、部の事務を点検する。

(福島県教育センター組織規則の一部改正)

第二条 福島県教育センター組織規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第五号)の
一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、部長は、部の事務を点検する。

(福島県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第三条 福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第
九号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

3 前項各号に規定するもののほか、事務長は、同項各号に掲げる事務を点検する。

(福島県立美術館組織規則の一部改正)

第四条 福島県立美術館組織規則(昭和五十九年福島県教育委員会規則第十三号)の一
部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、課長は、課の事務を点検する。

(福島県養護教育センター組織規則の一部改正)

第五条 福島県養護教育センター組織規則(昭和六十一年福島県教育委員会規則第四号)
の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、事務長及び部長は、当該部の事務を点検する。

(福島県立博物館組織規則の一部改正)

第六条 福島県立博物館組織規則(昭和六十一年福島県教育委員会規則第六号)の一部
を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、課長は、課の事務を点検する。

(福島県教育庁組織規則の一部改正)

第七条 福島県教育庁組織規則(平成二十年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次
のように改正する。

第十五条第一項の表副課長の項中「課の事務を」を「並びに課の事務を点検し、及
び」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、教育事務所に属する課の課長にあつては、教育事
務所の分掌事務のうち当該課に係る事務を点検する。

(福島県自然の家組織規則の一部改正)

第八条 福島県自然の家組織規則(平成二十一年福島県教育委員会規則第九号)の一部
を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、次長は、自然の家の事務を点検する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育総務課)